最終更新日：2026年11月25日
株式会社ノースサンド
代表取締役社長　CEO 前田　知紘
問合せ先：取締役　CFO　小久江　省隆　03-6263-0452
証券コード：446A
https://www.northsand.co.jp/company

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は総合コンサルティング会社として、主にITコンサルティング、ビジネスコンサルティングを提供しております。「世界をデザインする」というビジョンのもと、「カッコいい会社を増やす」をミッションに掲げ、業界を問わず、お客様の多様なニーズに柔軟に対応しながら、「世の中にまだない新しい価値を提供する」コンサルティング会社を目指しております。当社は、今後も継続的に収益を拡充し、企業価値を向上させ、株主、取引先、従業員等のステークホルダーの利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。
この基本的な考え方のもと、実効性のある内部統制システムの整備をはじめとして、適切なリスク管理体制の整備、コンプライアンス体制の強化、並びにこれらを適切に監査する体制の強化に取り組んでまいります。今後もコーポレート・ガバナンスの強化を通じて、企業価値のさらなる向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1－2 株主総会における権利行使】
当社では、株主総会の活性化及び適切な権利行使の環境整備の観点から、情報開示の迅速化が極めて重要であると認識しております。しかしながら、現状は決算業務及び監査プロセスの確定スケジュール等の制約から、株主総会開催前の有価証券報告書の提出には至っておりません。今後におきましては、経理決算プロセスのデジタル化・効率化ならびに監査法人との連携強化を図ることで、早期開示に向けた環境整備を進め、可能な限り早い段階での有価証券報告書の総会前開示を実現できるよう検討・対応を進めてまいります。また、議決権行使環境の向上を図るため、2027年4月開催予定の定時株主総会より、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－1 株主との建設的な対話】
当社は、取締役CFOを担当役員とするコーポレート本部 コーポレートコミュニケーション(IR)を担当部署と位置付け、株主及び投資家との建設的な対話の促進に努めております。具体的には、ディスクロージャーポリシーに基づき、透明性・公平性・継続性を重視した情報提供に努めるとともに、個人投資家向けには代表取締役社長による会社概要や決算情報、成長戦略の説明を行う定期説明会を実施し、アナリスト・機関投資家向けには四半期ごとに決算説明会や個別面談等を開催しております。また、海外投資家に対しても定期的にIR訪問等を実施し、主に代表取締役社長及び取締役CFOが直接説明を行っております。これらのIR資料は当社ホームページに掲載し、広く情報提供を行っているほか、株主や投資家との対話において得られた意見・要望については関係各部署と共有し、経営に反映するよう努めております。

【原則1－4 政策保有株式】
(1) 当社は、政策保有株式について現時点では保有しておらず、今後においても原則として保有しない方針としております。事業上の関係強化等の観点から例外的に保有が必要となる場合には、保有目的の合理性や中長期的な成長への寄与、資本コストに見合った便益やリスク等の観点を踏まえ、取締役会において慎重に審議・検証を行い、その内容について適切に開示いたします。
(2) 当社は現在、政策保有株式を保有しておりませんが、今後保有することとなった場合には、適切な対応を確保するための具体的な議決権行使基準を策定・開示し、当該基準に沿った対応を行います。
(3) 当社は、当社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）は存在しないと認識しておりますが、今後、政策保有株主が生じ、当該株主から売却等の意向が示された場合におきましても、取引の縮減を示唆すること等により、その売却等を妨げるような行為は一切行いません。
(4) 当社は、政策保有株主との取引を行う場合にあっても、取引の経済合理性を十分に検証したうえで実施し、当社及び株主共同の利益を害するような取引は行いません。

【原則2－2 社内の多様性の確保】
(1) 当社は、「人」を大切にする価値観を経営理念の中核に掲げ、性別・国籍・キャリア等にとらわれず個性を尊重し組織の力として活かすことが重要であると認識しております。多様な視点や価値観を持続的成長の源泉と捉え、中核人材の登用及び環境整備を推進してまいります。
(2) 女性の登用については、2026年2月1日から2031年1月31日までの5年間で、女性労働者比率25%以上を維持、及び女性管理職比率15%以上を目指すこととしております。 中途採用者及び外国人の登用については、経験や能力に応じた公正な評価・登用を行っており、中途採用者が既に一定以上活躍していることや事業規模を鑑み、現時点で一律の数値目標は設定しておりませんが、今後もバランスの取れた登用を推進してまいります。
(3) 女性の登用におきましては、全労働者における一定の女性比率を維持するとともに、管理職層への積極的な登用・育成を進めており、目標達成に向けて着実に成果を上げております。 中途採用者の登用におきましては、当社の事業成長に伴い多様なバックグラウンドを持つ人材の獲得・登用が進んでおり、現在においても管理職の一定割合を中途採用者が占め、中核人材として組織を牽引しております。 外国人の登用におきましては、国籍に関わらず本人の能力・適性に応じた採用及び登用を行っており、多様な視点を取り入れた組織運営が図られております。
(4) 人材育成・社内環境整備については、階層別研修やキャリア支援を行うほか、時短・在宅勤務制度の継続運用や不妊治療・妊活相談窓口の設置を実施しており、柔軟な働き方と両立支援を推進しております。

【原則2－4 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、企業年金に該当する制度はなく、確定拠出年金制度を導入しております。

【原則3－1 情報開示の充実】
(1) 当社は、経営理念や経営戦略、中期経営計画を当社ホームページ、決算説明資料及び事業報告に開示しております。
(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方について、当社ホームページ、コーポレート・ガバナンス報告書、事業報告等に開示しております。
(3) 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額や報酬水準、報酬制度を決定する際、より透明性・公正性を高めるために、独立社外役員を含む任意の諮問機関「指名・報酬委員会」において審議を行っております。最終的な決定にあたっては、株主総会が決定した報酬等の限度内において、取締役会から授権された代表取締役社長が、その答申内容を尊重して決定しております。なお、監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会が決定した報酬額の限度内において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。また、これら取締役・監査等委員である取締役の報酬等に関する方針は、コーポレート・ガバナンス報告書、有価証券報告書、及び株主総会招集通知に開示しております。
(4) 当社は、取締役候補の指名にあたっては、経営方針・経営戦略を踏まえ、役割・責務に必要な経験・能力・資質等を総合的に勘案し、任意の指名・報酬委員会での審議・答申を経て取締役会にて決定することとしております。また、法令違反や著しい職責不適格等の事由が生じた場合の取締役の解任についても、同委員会での厳格な審議・答申を経て取締役会にて適切に決定することとしております。
(5) 当社は、取締役候補者及び社外取締役候補者の選任理由を株主総会招集通知に開示しております。また、取締役の解任を行う事由が生じた場合には、適時開示等を通じて適切にその理由を説明・開示する方針としております。

【原則4－3 取締役会の役割・責務III：経営陣・取締役に対する実効的な監督①】
(1) 当社は、取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております。本委員会は、代表取締役社長を委員長とし、独立社外取締役2名を含む計3名で構成されております。本委員会は、取締役の選任・再任・解任に関する基本方針及び後継者計画（サクセッションプラン）等の重要事項について審議を行い、その結果を取締役会に答申しております。
(2) 当社は、「ディスクロージャーポリシー」及び「適時開示規程」を制定し、業務・運営・業績等に関する重要な情報について、迅速・正確かつ公平に開示する体制を整備しております。また、重要な開示事項については、取締役会において決議または報告を行うことにより、情報開示の適時性及び正確性を確保する体制としております。
(3) 当社は、原則として支配株主及びその二親等以内の親族との間で取引を行わない方針としております。ただし、やむを得ず取引を検討する場合には、「関連当事者取引管理規程」に基づき、少数株主の利益を害することのないよう十分に配慮することとしております。具体的には、当該取引の必要性（事業上の合理性）及び取引条件の妥当性について取締役会において慎重に審議し、適切な意思決定を行うこととしております。

【原則4－7 任意の仕組みの活用】
当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役の指名・報酬等に関する審議プロセスの独立性・客観性及び透明性を強化するため、任意の指名・報酬委員会を設置しております。
指名・報酬委員会は、委員3名で構成されており、そのうち2名を独立社外取締役としております。これにより、委員会の過半数を独立社外取締役が占める構成とし、取締役の指名・報酬等に関する審議において、独立した客観的な立場からの関与・助言が得られる体制としております。同委員会では、取締役の選任・再任・解任に関する基本方針、後継者計画に関する事項、対象取締役の個人別報酬等の決定に関する基本方針及びその内容、並びに取締役会から諮問を受けたその他の事項について審議し、取締役会に答申しております。

【原則4－13 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役会は、社内取締役5名及び独立社外取締役3名の計8名で構成されております。取締役会がその役割・責務を実効的に果たすためには、各取締役が有する知識・経験・能力を踏まえ、取締役会全体として必要な専門性及び多様性を確保することが重要であると認識しております。このため、社内における経営・事業運営に関する知見を有する取締役に加え、社外における豊富な経験や専門的知見（財務・会計・法務を含む）を有する独立社外取締役を選任し、知識・経験・専門性等のバランスの取れた構成としております。なお、取締役が有するスキルや専門性の組み合わせについては、株主総会招集通知において開示しております。
当社は、取締役及び監査等委員に対して取締役会の実効性に関する自己評価アンケートを毎年実施し、取締役会全体の実効性について分析・評価を行っております。分析・評価により抽出された課題及び各取締役・監査等委員からの意見・提言を踏まえ、取締役会の機能向上に努めております。なお、分析・評価の結果については、当社ホームページにて開示しております。

【原則4－15 取締役・監査役の研鑽】
当社は、取締役がその役割・責務を適切に果たすためには、必要な知識の習得及び継続的な更新の機会を確保することが重要であると考えております。
この考えに基づき、会社の事業戦略やガバナンス、リスク管理等に関する必要な知識の習得を目的として、定期的に取締役を対象とした研修の機会を設けております。また、今後も経営環境の変化や取締役会における議論の状況等を踏まえ、必要に応じて研修や情報提供を随時実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社グーニーズ	30,000,000	43.48
前田　知紘	4,200,000	6.09
河野　智晃	2,400,000	3.48
株式会社ファン	2,400,000	3.48
株式会社リーフ	2,400,000	3.48
株式会社ノーヴェ	2,400,000	3.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,373,500	3.44
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,964,800	2.85
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1,850,000	2.68
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,802,505	2.61

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

(1) 大株主の状況は、2026年7月末時点の状況です。
(2) 株式会社グーニーズ、株式会社ファン、株式会社リーフ及び株式会社ノーヴェは、それぞれ当社役員である前田知紘、佐々木耕平、加藤博己及び小松亮太の資産管理会社であります。
(3) 2026年11月25日付で変更報告書が提出されており、前田知紘が保有株式の全てを処分しております。また、株式会社グーニーズが保有株式の一部を処分しており、これにより同社の保有株式数は27,600,000株となっております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	1 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―― ―

5．その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

現状コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情は認識しておりません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート･ガバナンス体制の状況

1．機関構成･組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
楠本　美砂	他の会社の出身者											
渡邉　迅	弁護士											
田中　俊太	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
楠本　美砂		○	該当ありません	経営戦略・ブランディング・PR等の企業経営に関する専門的な知識と豊富な経験を活かし、独立した客観的な立場から当社経営に対する有益な助言を行っており、当社の取締役会のメンバーとして適任と判断しております。また、同氏は、東京証券取引所規則で定める特別な関係・属性に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員に指定しております。
渡邉　迅	○	○	該当ありません	弁護士として専門的な知識と豊富な経験を有しており、法律の専門家としての視点に基づく客観的・中立的な立場で適切に業務執行の監査機能を果たしていることから、当社の取締役会のメンバーとして適任と判断しております。また、同氏は、東京証券取引所規則で定める特別な関係・属性に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員に指定しております。
田中　俊太	○	○	該当ありません	公認会計士及び税理士として専門的な知識と豊富な経験を有しており、会計・税務の専門家としての視点に基づく客観的・中立的な立場で適切に業務執行の監査機能を果たしていることから、当社の取締役会のメンバーとして適任と判断しております。また、同氏は、東京証券取引所規則で定める特別な関係・属性に該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人（監査等委員会スタッフ）を設置しております。当該使用人は、その業務執行に際し、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の指揮命令を受けず、監査等委員会の指示に基づいて業務を遂行しております。また、当該使用人の異動及び評定にあたっては、監査等委員会の意向を尊重する体制としております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、内部監査部門及び監査法人は、以下の連携等により、各監査機能の質的向上を図っております。
・監査計画の相互の説明・報告
・定期的面談の実施による課題、問題点やその改善状況の情報共有
・監査活動への立ち合い

（監査等委員会と内部監査部門との連携）
日常的に適宜会合を持ち、密接に情報交換・連携を実施して、監査活動にあたっております。

（監査等委員会と監査法人との連携）
定期的に会合を持ち、情報交換を実施して、監査の充実に努めております。

（内部監査部門と監査法人との連携）
必要に応じ会合を持ち、J-SOXの実施状況等内部統制の相互確認を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。本委員会は、取締役会の諮問に応じて、以下の事項について審議し、取締役会に答申しております。
・取締役の選任・再任・解任に関する基本方針
・後継者計画に関する事項
・対象取締役の個人別報酬等の決定に関する基本方針
・対象取締役の個人別報酬等の内容
・その他取締役会から諮問を受けた事項

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の継続的な成長及び企業価値の向上への貢献意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、社内取締役及び従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、フロンティア信託株式会社を受託者とする「時価発行新株予約権信託」を設定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上であるものに限定して記載しております。取締役の報酬等は総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の報酬額は、株主総会が決定した報酬額の限度内において、任意の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会の決議による委任に基づき、代表取締役社長が決定しております。
報酬の構成は、固定報酬を基本とし、以下2点の要素について考慮しております。
・取締役の地位、職責等に応じた報酬
・業績を勘案した報酬。具体的には、直近事業年度の営業利益に一定の比率を乗じて算出された額を基本とし、期初予算の達成度に応じて算定する

なお、監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会が決定した報酬額の限度内において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポートは、コーポレート本部のスタッフが行っております。会議資料等は十分に検討する期間を確保できるように可能な限り早期に配布し、必要に応じて事前説明を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a.取締役会
取締役会は、8名の取締役(うち社外取締役3名)で構成され、毎月1回の定時取締役会を開催しております。重要な事項は全て取締役会に付議し、業績の状況とその対策及び中期的な経営課題への対処についても検討しております。迅速な意思決定が必要な場合には、臨時取締役会を開催し、十分な議論の上で経営上の意思決定を行っております。

b.監査等委員会
当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成されており、監査等委員である常勤取締役を議長と定めております。監査等委員会は、原則として毎月1回定期に開催しており、必要に応じて臨時機動的に開催することとしております。
監査等委員は、監査計画に基づき重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の業務執行状況を監査しております。また、内部監査担当者及び会計監査人との相互の意見交換等を通じて、その実効性を高めるように努めております。

c.経営執行会議
会社の業務執行に関する重要事項について、取締役会の他に個別経営課題の審議の場として、業務執行取締役及び専務執行役員以上の執行役員により構成する経営執行会議を原則として週1回開催しております。本書提出日現在の構成員は、代表取締役社長前田 知紘、取締役佐々木 耕平、河野 智晃、小久江 省隆、専務執行役員波多 大樹、新山 純の6名であります。ここでは情報の共有化を図ると共に業務執行上の重要な事項を審議し、また、取締役会から委嘱を受けた事項について決定しております。なお、経営執行会議には、常勤監査等委員である取締役が毎

回出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適切な牽制機能を果たしております。

d.会計監査人
当社は、HLB ESネクスト有限責任監査法人を会計監査人に選任しております。同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。会計監査にあたっては、経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、監査等委員会及び内部監査担当者と連携し、会計監査の実効性を高めるように努めております。

e.リスク・コンプライアンス委員会
リスク・コンプライアンス委員会は、取締役会の直属機関として、代表取締役社長を委員長、コーポレート本部管掌役員を副委員長として、業務執行取締役及び専務執行役員以上の執行役員により構成されております。本書提出日現在の構成員は、代表取締役社長前田 知紘(委員長)、取締役小久江 省隆(副委員長)、佐々木 耕平、河野 智晃、専務執行役員波多 大樹、新山 純の6名であります。リスク管理に関する機能については、リスク管理規程に基づきリスク管理に関する方針、体制及び運営に関する協議、リスク管理事項の審議を行っております。また、コンプライアンスに関する機能については、コンプライアンス規程に基づき当社のコンプライアンスの取り組みに関する協議の他、コンプライアンスの推進を行っております。

f.サステナビリティ委員会
サステナビリティ委員会は、代表取締役社長を委員長として、人事部管掌役員、コンサルティング事業部管掌役員及びコーポレート本部管掌役員により構成されております。本書提出日現在の構成員は、代表取締役社長前田 知紘(委員長)、取締役佐々木 耕平、河野 智晃、小久江 省隆の4名であり、事務局はコーポレート本部が務めております。サステナビリティ委員会は取締役会の諮問機関として、サステナビリティ委員会規程に基づき、サステナビリティに関する基本方針、重要課題及び目標・指標等に関する事項の審議・検討を行い、取締役会への報告・答申を行っております。

g.内部監査
当社の内部監査は、原則として全部門に対して実施することとしております。当社の内部監査室は内部監査室長1名及び6名の内部監査担当者で構成され、代表取締役社長が承認した内部監査計画に基づき、会計監査及び業務監査を実施しており、代表取締役社長から特に命じられた場合には臨時に監査を行う方針であります。
内部監査結果は代表取締役社長及び取締役会に報告しております。また、被監査部門への改善勧告及び改善状況に対するフォローアップを実施することにより、その実効性を担保しております。

h.指名・報酬委員会
当社は、取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬委員会を設置しております。本書提出日現在の構成員は、代表取締役社長前田 知紘(委員長)、社外取締役楠本 美砂、渡邉 迅の3名であります。指名・報酬委員会は、取締役の選任・再任・解任に関する基本方針、後継者計画に関する事項、対象取締役の個人別報酬等の決定に関する基本方針及びその内容、並びに取締役会から諮問を受けたその他の事項について審議し、取締役会に答申しております。

i.責任限定契約
当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び会計監査人との間において、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく最低責任限度額は、法令が定める額としております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社を選択しております。監査等委員会設置会社を選択した理由としては、当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務執行を自ら決定するとともに、取締役会の構成員として議決権を持つ監査等委員が、独立した立場から取締役の職務執行を監査・監督する体制が、経営の効率性と健全性を確保するために有効であると判断したためです。当社では、現在、8名の取締役（うち社外取締役は3名）により取締役会を構成しており、いずれも業務に精通し深い知見と、財務・会計、リスク管理及びコンプライアンス等に関する知識、経験、専門性を有しておりますので、取締役会はバランス良く構成されているものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様の十分な検討期間を確保するため、株主総会招集通知を法令の定める日より早期に発送するとともに、発送日に先立って当社ホームページへ掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は1月決算のため、株主総会集中日に該当いたしません。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット経由での議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家及び海外投資家による円滑な議決権行使を可能とするため、2027年4月開催の定時株主総会より議決権電子行使プラットフォームを導入する予定です。
招集通知（要約）の英文での提供	機関投資家や海外投資家の株主構成等を踏まえて、株主の利便性も考慮し、招集通知(要約)を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	株主・投資家の皆様に対する透明性・公平性・継続性を基本にした情報提供に努めており、当社ホームページへ掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を開催し、主に代表取締役社長が会社概要、決算情報及び成長戦略における進捗状況を説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算ごとのアナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催し、主に代表取締役社長が会社概要、決算情報及び成長戦略における進捗状況を説明しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けにIR訪問等を実施し、主に代表取締役社長が会社概要、決算情報及び成長戦略における進捗状況を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料を当社ホームページへ掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	コーポレート本部コーポレートコミュニケーション（IR）を担当部署として設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、「適時開示規程」を定め、業務・運営・業績等に関する重要な情報を迅速・正確かつ公平に開示する体制を整えております。これにより、会社株式等の公正な価格形成及び円滑な流通の確保、並びにインサイダー取引の未然防止を図り、株主や投資家をはじめとする全てのステークホルダーとの信頼関係の構築に努めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、「人」を大切にする価値観を経営理念の中核に掲げ、事業活動にとどまらず、地域社会との関わりや環境への配慮も重要な責務であると考えております。その一環として、主要拠点においては、定期的に周辺地域の清掃活動を実施しており、地域の環境美化に貢献しております。また、地域で開催されるイベントにも積極的に参加し、地域の皆様との交流の機会を大切にしております。今後とも、こうした身近な活動を通じて、「人」とのつながりを大切にする企業風土の醸成に努めてまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的に開催することに加え、個人投資家向け説明会の実施や国内外の機関投資家とのIR面談を実施しております。さらに、当社のホームページ内にIR専門サイトを開設し、当社の情報を速やかに発信できる体制を構築し、株主や投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して積極的なディスクロージャーを実施してまいります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本方針は次のとおりです。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を評価し、必要に応じて見直しを行い、実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めます。

1. 経営管理に関する体制
(1) 業務執行に関する体制
① 取締役会は、原則として毎月1回開催し、法令・定款所定の決議事項及び経営上重要な事項を決定するとともに、取締役から職務執行状況の報告を受ける等して、取締役の職務執行を監督しております。また、社外取締役により社外の視点からの監督を行っております。監査等委員会は、職務執行状況の聴取等を通じて、取締役の職務執行の監査をしております。
② 業務執行における重要な事項について多面的に審議するため、業務執行取締役及び役付執行役員で構成する経営執行会議を設置しております。経営執行会議は、原則として毎週1回開催し、取締役会への付議事項その他重要事項の審議を行うとともに、業務執行状況等に関する報告を受けております。
(2) 取締役等の職務執行に関する情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）並びに執行役員及びその他の職員（以下「取締役等」という。）の職務執行に関する情報を文書または電磁的記録媒体に記録し、その記録媒体の性質等に応じて適切な保存、管理を行っております。

(3) 内部監査に関する体制
取締役等の職務執行の適正及び効率性を確保するため、業務執行ラインから独立した組織として代表取締役社長直属の内部監査室を設置しております。内部監査室は、各部門の業務執行状況等を定期的に監査し、その結果を代表取締役社長及び取締役会に報告するとともに、必要に応じて各部門に改善を勧告しております。

2. リスク管理に関する体制
① 経営に重要な影響を与えるリスクを統合的に管理するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。また、リスク・コンプライアンス委員会の審議結果については、必要に応じて、取締役会に付議しております。
② 非常災害その他当社の財産、事業活動に重大な影響を与える事象が発生したときの情報伝達及び対応について社内規程に定めるとともに、これら事象が発生したときに備え、定期的に訓練等を実施しております。
③ 法令等に従って財務報告を適正に行うために、組織及び社内規程等を整備し、適切に運用しております。

3. コンプライアンスに関する体制
① 法令遵守を旨として経営を推進するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。また、リスク・コンプライアンス委員会の審議結果については、取締役会に報告しております。
② 法令・ルール・社会規範の遵守に関する基本的事項を定めるため、企業行動憲章を制定・周知しております。
③ コンプライアンス違反事象の未然防止及び早期発見・改善のため、通常の業務レポートラインとは別に、内部通報窓口を社内及び社外に設置しております。また、内部通報規程に基づき、通報者の保護を図っております。
④ 反社会的勢力との関係を遮断するため、対応部署を定め、社内規程の整備及び相談窓口の設置を行うとともに、外部機関と連携して対応しております。

4. 監査に関する体制
(1) 監査等委員会の職務の補助者に関する体制及び補助者の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）からの独立に関する体制
① 監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助する職員を置いております。
② 監査等委員会補助者は、その業務執行に際し、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の指揮命令を受けないこととしております。
③ 監査等委員会補助者の異動及び評定にあたっては、監査等委員会の意向を尊重しております。
(2) 監査等委員会への報告に関する体制及び監査が実効的に行われることを確保する体制
① 取締役等は、取締役会及び経営執行会議の付議事項について、監査等委員会からの求めに応じ報告しております。
② 監査等委員は、経営執行会議に出席のうえ、意見を述べることができることとしております。
③ 取締役等は、当社に著しい損失を与えるおそれのある事実を知ったときは、ただちに監査等委員会に報告しております。
④ 取締役等は、重要な決裁文書については決裁後速やかに、また業務執行に係るその他の文書についても求めに応じて、監査等委員会の閲覧に供しております。
⑤ 代表取締役社長は、定期的に監査等委員会と意見交換を行う機会を設けております。
⑥ 内部監査室は、監査計画の策定・実施にあたって監査等委員会と調整するとともに、実施結果を監査等委員会に報告しております。
(3) 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由に不利益を受けないことを確保するための体制
取締役等は、監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由に、解雇その他のいかなる不利益な取扱いを行わないことを定めております。
(4) 監査費用等に関する事項
監査等委員会が職務上必要と認める費用等を請求したときは、速やかに当該費用等を支払うこととしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、毅然とした態度で反社会的勢力との関係を遮断し、排除していくことを目的とする「反社会的勢力対応規程」を定めております。
反社会的勢力排除の主管部門はコーポレート本部と定め、コーポレート本部長をその統括責任者としており、反社会的勢力に関する情報収集と管理を行っております。
また別途、反社会的勢力との関係を遮断・排除するための調査方法、反社会的勢力が接触してきた場合の対応方法等について定めたマニュアルを整備しております。

V その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【コーポレート・ガバナンス体制（模式図）】

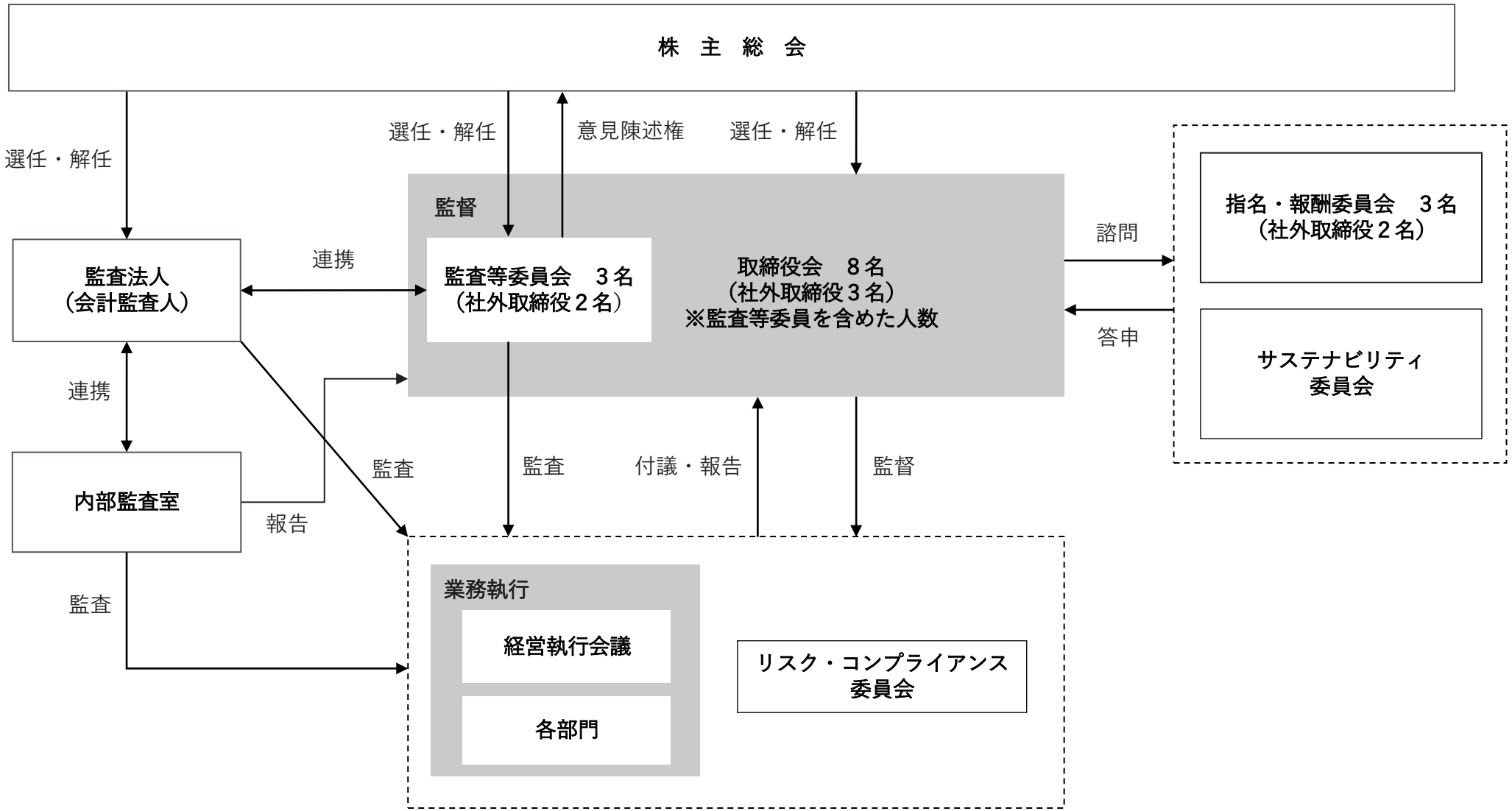

【適時開示体制の概要（模式図）】

